■日常生活用具の給付など

(1) T字杖の給付

【対 象】 65歳以上で歩行が困難な方

【内 容】 木製のT字杖を給付します。

【窓 口】 高齢福祉担当 20042-481-7150 各地域包括支援センター (P, 2~7)

(2) 日常生活用具の給付

【対 象】 65歳以上で日常生活用具の給付が必要な方

> ※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問 し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方 【内 容】

・防水シーツ(※枚数の上限があります)

介護保険で非該当(自立)と認定された方

- ・スロープ・入浴補助用具
- · 步行支援用具 · 腰掛便座

歩行困難な方

- ・シルバーカー(※金額の上限があります)
- ※世帯の所得に応じて1割の費用負担があります。
- ※事前訪問時の状況に応じて、必要とされた用具を給 付します。

【窓 口】 各地域包括支援センター (P,2~7)

【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括 支援センターでお受けします。

(3) 特殊寝台のレンタル

象】 65歳以上の特殊寝台が必要な方で、介護保険法に 【対 基づく貸与が受けられない方

> ※事前に地域包括支援センターの職員がご自宅を訪問 し、要介護度や身体状況を確認させていただきます。

【内 容】 特殊寝台を月700円でレンタルします。

【窓 口】 各地域包括支援センター (P, 2~7)

【 問 合 せ 】 高齢福祉担当 ☎ 0 4 2 − 4 8 1 − 7 1 5 0

※サービスの申請や利用についての具体的な相談は、各地域包括 支援センターでお受けします。

■救急医療情報キットの給付

【対 象】 65歳以上の在宅の方

容】 「救急医療情報キット」とは,緊急時に必要となる医療情報や,緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を冷蔵庫に保管しておく筒型の容器です。自宅での緊急時に救急隊員がキットの中の情報を確認して,速やかな医療活動につなげます。



※ 救急隊員の判断により、救急医療情報キットに記載された情報を活用しない場合もあります。

【利用料】 無料

【内

【 そ の 他 】 すでにキットをお持ちの方で、記載済の緊急連絡先などが変更になっている方は 、 随時更新してください。 新たな用紙が必要な方は、この冊子の巻末に用紙がついて

新たな用紙が必要な方は、この冊子の巻末に用紙がついていますので、ミシン目に沿って切り離してご使用ください。

【窓 口】 高齢福祉担当 20042-481-7150

■寝具乾燥・丸洗い,水洗い

【対 象】 介護保険の要介護3~5の認定を受けた方のうち、 家庭で寝たきり又はこれに準ずる状態にある65歳 以上の方

【内 容】 月1回の寝具の乾燥消毒,及び年1回(2月頃を予 定)の丸洗いもしくは水洗い

※丸洗いと水洗いのどちらかを選択

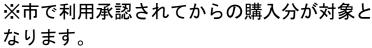
【利用料】 無料

【窓 口】 高齢福祉担当 23042-481-7150 各地域包括支援センター (P, 2~7)



■中等度難聴者補聴器購入費助成

- 【対 象】 調布市内に住所を有する18歳以上の方で、以下の すべてに該当する方
 - (1) 市町村民税非課税世帯である
 - (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない
 - (3) 聴力が両耳とも40デシベル以上70デシベル未 満
 - (4) 過去5年間にこの制度による助成を受けていない
- 【内 容】 公益財団法人テクノエイド協会が認定する 「認定補聴器専門店」で補聴器を購入した場合、上限4万円を助成。





■ 車椅子の貸出し

【対 象】 利用者または申請者が市内在住で、介護保険の福祉 用具の貸与に該当しない在宅の方

【貸出期間】 3か月以内 ※更新手続きをすれば必要に応じて延長可能です。

【利用料】 月300円

【窓 口】 調布市社会福祉協議会 **☎**042-481-7693

